

平成28年度 県予算編成に対する要望事項

団体名 福島県土地改良事業団体連合会

番号	新・ 継	項 目	要 望 理 由	所要 経費	関係部課
			<p>平素から農業農村整備事業の推進につきましては、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、東日本大震災及び東京電力福島第1原子力発電所事故から、4年5ヶ月が経過し、津波被災地では、ほ場整備による本格的な農地の復旧・再生が始まったところではありますが、原発事故に伴う避難指示区域では、未だに農地の復旧に手をつけられていない状況にあります。</p> <p>現在、国は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、農地中間管理事業や多面的機能支払制度などの農政の大改革を進めております。</p> <p>3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」では、新たな食料自給率目標を設定すると共に、国内の食料の潜在生産能力を評価する「食料自給力」を提示し、「強い農業」と「美しく活力のある農村の創出」を目指していく方針を打ち出しました。</p>		<p>農林水産部 農林総務課 農林企画課 農村計画課 農村振興課 農業基盤整備課 農地管理課</p>

番号	新・継	項目	要望理由	所要経費	関係部課
			<p>これらの達成に向けて、農地利用集積の向上や水田のフル活用、多面的機能の維持・発揮を進めていくためには、農地の整備や老朽化が進む農業水利施設の整備を進める必要があります。</p> <p>また、農地利用集積が加速されるにつれ、農地や農業水利施設等の維持管理に係る担い手農家の負担増加が懸念されることから、その軽減を図ると共に、施設を維持管理する土地改良区における運営上の課題も、併せて解決を図っていく必要があります。</p> <p>このような状況を踏まえ、国では平成28年度予算概算要求において、農業農村整備事業費を1,000億円増額(対前年度)とすとしております。</p> <p>よって、現下の本県農業農村をめぐる情勢を踏まえ、以下について、国へ強く要請していただくと共に、平成28年度の県予算の編成に当たっては、予算の確保及び支援体制の充実をお願いするものであります。</p>		

番号	新・継	項目	要望理由	所要経費	関係部課
1	継	農業農村整備事業の予算確保について	<p>復旧復興予算は必要額が確保されているが、通常のアgriculture農村整備事業予算は平成21年度に63%削減されたままであり、担い手への農地集積の推進に必要なほ場整備や耐用年数の過ぎた農業水利施設の補修更新が進まない状況にあるため、土地改良関連予算にかかる農林水産省の概算要求額1,000億増に合わせ、浜通り地方の復旧復興関係予算だけでなく、通常のアgriculture農村整備事業に必要な県の予算確保と国の概算要求額の予算確保への働きかけを要望します。</p>		
2	継	多面的機能支払交付金制度の推進と予算の確保について	<p>国では、農地中間管理事業などを創設して平成35年までに農地の8割を担い手に集積する施策を展開しているが、農地を集積すればするほど、担い手農家だけでは広い耕作地の草刈りや水路の土砂上げなどの営農環境を維持する作業が困難になる。このため、多面的機能支払交付金を活用した地域ぐるみの共同活動をさらに充実させる必要があることから、取組地域拡大の推進と必要な県の予算確保とともに、国の予算確保への働きかけを要望します。</p>		

番号	新・継	項目	要望理由	所要経費	関係部課
3	継	土地改良区の運営基盤の強化について	<p>基幹的な農業水利施設等を維持していかなければ、地域の農業を維持して行くことはできないことから、それを維持管理している土地改良区は、地域の農業を守る要の組織である。米価の大幅な下落や原発事故の風評で農家の収入が落ち込んでいる現状で、土地改良区運営の財源である賦課金の徴収が困難になりつつあることから、地域の農業を守る土地改良区の運営基盤強化策として、財源確保のための太陽光発電や小水力発電等の再生可能エネルギー導入事業に関する県の支援を要望します。</p>		
4	継	国営農地開発地区の償還対策と施設の補修更新事業への支援について	<p>県内では現在、母畑地区、郡山東部地区、矢吹西部地区、雄国山麓地区の4地区の国営農地開発地区が事業費償還を行っているが、農産物価格の低迷や後継者不在により償還金が大きな負担となっており、老朽化しつつある基幹的水利施設の補修や更新も危ぶまれる状況にあり、また、矢吹西部地区においては大震災による末端パイプラインの破損が現在も顕在化し、その補修に多大の費用と労力を要していることから、償還対策及び施設の補修更新事業に対する県の更なる支援を要望します。</p>		

番号	新・継	項目	要 望 理 由	所要 経費	関係部課
5	新	国営農地開発地区の農地集積 推進にかかる制度創設について	<p>平成26年度から農地中間管理機構による農地集積が実施されたところであるが、初年度は全国で国の目標面積の16%、福島県においても国の目標面積の12%となっており、2年目となる本年度からの本格的な農地集積の取り組みが求められている。</p> <p>福島県の場合、食糧生産基地として整備された国営農地開発地区のうち、併せて5千haの受益地を持つ、母畑地区、郡山東部地区、矢吹西部地区、雄国山麓地区の4地区が、今後6年から20年にわたる事業費償還を抱えており、10a当たり平均1万6千円の償還金がネックとなって農地集積を推進できない状況にあることから、国営農地開発地区における農地集積を加速させるための「国営農地開発地区農地集積促進事業（仮称）」の創設の実現に向けた国と県に対する働きかけを要望します。</p> <p>【制度概要】</p> <p>国営農地開発地区において、土地改良区が農地の「出し手」と「受け手」を調整し、農地中間管理事業を導入して農地を集積した場合、集積された農地に残る償還金相当額を促進費として土地改良区に交付する。</p>		